

製紙業界の違法伐採対策

上河 潔
日本製紙連合会常務理事

製紙業界は、林野庁のガイドラインで示された「個別企業等の独自の取組」で対応することになっており、各企業の違法伐採対策の取組は各企業様々ですが、共通した対応としては、原料調達方針と合法証明システムの作成です。日本製紙連合会は、平成18年3月20日に開催された当会理事会において、「違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針」を審議、決定のうえ、公表しています。この行動指針は、当業界が「個別企業等の独自の取組」で対応することから、各企業が原料調達方針や合法証明システムを作成するにあたって、業界共通の理念を共有することが極めて重要であるという認識で作成されたものです。会員企業の取組状況はHP等で公表されていますが、現時点で原料調達方針と合法証明システムを作成・公表している会員企業については、違法伐採総合対策推進協議会の合法木材ナビ (<http://www.goho-wood.jp/kigyou/jirei1-3.html>)でご覧頂けます。

各企業の対応

製紙業界は、「個別企業等の独自の取組」で対応することになっていることから、各企業の原料調達方針と合法証明システムは各企業様々ですが、概ね、共通して以下のような対応をとっています。

1. 原料調達方針の作成

違法伐採木材を取り扱わないという原料調達方針を作成し、HP、環境報告書等で公表します。違法伐採木材への対応に加え、森林認証材の拡大、植林木の拡大、未利用材の活用等各企業の原料事情に即した文言を付加しているケースが多くなっています。

2. 合法証明システムの作成

違法伐採木材を取り扱わないことを確認する合法証明システムを作成し、HP、環境報告書等で公表します。その概要は以下のとおりです。

A. 輸入材

- 1) サプライヤーから違法伐採木材を取り扱わないということを覚書等で約束してもらいます。
- 2) サプライヤーから、伐採箇所、樹種、森林の管理方法等を記載したトレーサビリティレポートを提出してもらいます。
- 3) サプライヤーは、常時、伐採現場を監査し、違法伐採が行われていないことを確認します。
- 4) 製紙企業は、定期的に伐採現場を調査し、違法伐採が行われていないことを確認します。輸入商社に代行してもらうこともあります。
- 5) 森林認証材の場合は、FM認証、CoC認証を活用します。

B. 国産材

1. 木材チップ業者が業界団体による認定を受けている場合には、合法木材等の証明書を活用します。
2. 木材チップ業者が業界団体による認定を受けていない場合には、輸入材と同じ対応をとります。

3. 分別管理

製紙企業は、基本的に全て合法性が証明された木材を使用することとしており、分別管理を行う必要はありません。

4. 関連書類の保管

各企業は、関連書類を最低5年間保管し、監査等の必要があれば開示します。

5. 監査

各企業は、毎年度の違法伐採対策の取組について、第3者の監査を実施するとともに、その概要をHP、環境報告書等で公表します。

なお、各企業は、それぞれ独自に違法伐採対策に取り組んでいますので、当然のことながら必ずしも一致しない部分もあります。具体的には、各企業のHP等でご確認下さい。

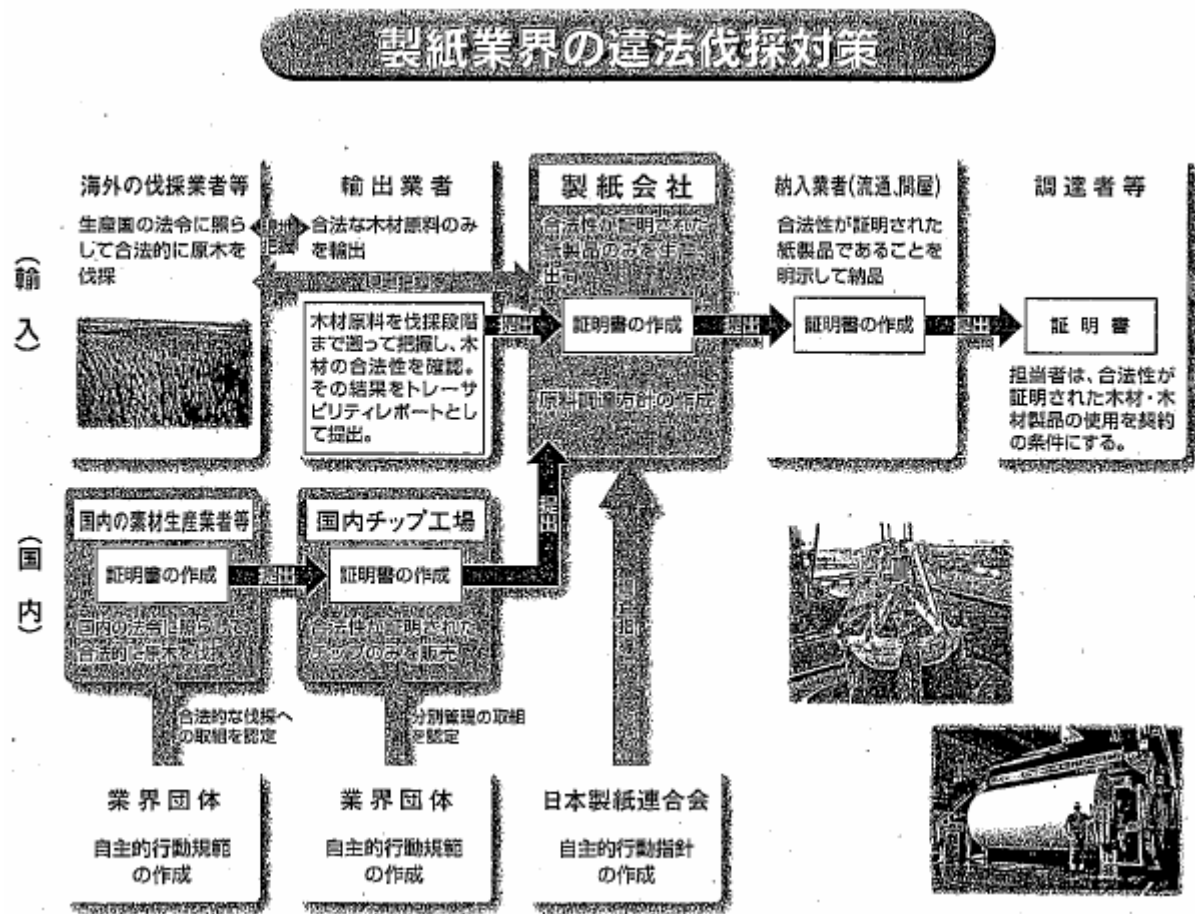


図 1. 製紙業界の違法伐採対策

違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針

森林は木材の供給、生態系の維持、地球温暖化の防止等の重要な役割を果たしている。日本製紙連合会は、違法伐採がこうした森林機能の持続的発揮を損なうのみならず、製紙産業のイメージや競争力の低下に繋がることを強く懸念し、国際的森林・製紙産業団体と連携して違法伐採および違法材の取引対策を進めていくことを内外に表明してきたところである。

一方政府は、G8 サミットの合意を踏まえ、「違法伐採された木材は使用しない」との基本的考えに基づき、政府調達の対象を合法性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

こうした状況を踏まえ、日本製紙連合会はあらためて違法伐採に対する見解と対応方針を明らかにすることとした。

1. 日本製紙連合会および会員は、持続的森林経営を阻害する行為や、森林生態系の維持に支障となる行為等森林の健全性を損なう恐れのある全ての違法行為に対し強く反対する。
2. 会員は、伐採に関係する当該国の法令を遵守した伐採活動を行う。

3. 会員は、違法伐採木材を市場から排除するため、違法に伐採され、不法に輸入された木材・木材製品は取り扱わない。
4. 会員は、本方針に即して会員企業の木材原料(パルプ材、木材チップ、パルプ)の調達方針を定めるとともに、原料・製品の合法性を確認するシステムの構築に努める。
5. 当連合会および会員は、わが国政府の違法伐採対策の取組みに協力するとともに、世界の木材・木材製品の生産国、消費国における違法伐採対策の促進を期待する。
6. 当連合会は、違法伐採対策を進めるにあたって、国内外の森林関係団体等との連携を図る。